

# 入札公告

三惠本第64号  
令和4年4月26日

社会福祉法人三惠会「中萩保育園新築工事」の一般競争入札を行いますので公告します。

愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号  
社会福祉法人 三惠会  
理 事 長 太田 恵理子（公印略）

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 中萩保育園新築工事
- (2) 工事場所 新居浜市中萩町2197番  
新居浜市中萩町2195番4  
(解体工事については、新居浜市中萩町6-16)

### (3) 工事概要

#### ①新築工事

用途：保育所  
構造：鉄骨造2階建  
延床面積 1,397.26㎡  
その他：外構外付帯工事一式

#### ②解体工事

用途：保育所  
構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建  
延床面積 880.37㎡  
その他：付帯建物解体外工事一式

- (4) 工 期 契約締結日から令和5年3月20日
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 執行条件 調査基準価格の設定有（公表しない）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和3年・4年度新居浜市建設工事競争入札参加資格申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (ア) 新居浜市建設業者格付け事務取扱要綱第3条の規定による令和3年・4年度の建設業者（建築工事）格付がAランクであり、かつ建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、建築一式の総合評定値が800点以上かつ建築の元請完成工事高（2年又は3年平均）が3億円以上である者。

- (イ) 当該工事に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置することができること。
- ①一級建築士の免許又は、一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。
  - ②監理技術者資格証（建築工事に係るものに限る。）及び管理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ③本件入札公告の日までに3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの。
- (ウ) 公告日から入札の日までの期間に新居浜市建設工事指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しないこと。
- ・民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申し立てがなされ、同法に基づく再生及び更生手続開始決定がされていないこと。
  - ・役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。
  - ・役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。
  - ・役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

### 3 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、期限までに次の書類を持参のうえ、業務担当者に提出しなければならない。

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ① 一般競争入札参加資格審査申請書【第1号様式】          | 1部 |
| ② 入札参加資格確認資料（監理技術者資格者証の写し）【第2号様式】 | 1部 |
| ③ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）           | 1部 |

(2) 上記の①・②の書類（申請書類のフォーマット）はe-mailにて次のとおり交付する。

- ① 期 間 令和4年4月27日（水）から令和4年5月10日（火）の10：00～16：00の間  
ただし、土、日、祝日を除く（5月7日（土）は9：00～12：00対応可）
- ② 場 所 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
- ③ そ の 他 受取者は事前連絡の上、返信先のアドレスがわかるもの（名刺）を用意すること。
- ④ 連 絡 先 0897-31-1775（担当者 法人本部 部門長 片上幸二）

E-mail : katakamikoji@sankeikai.com

(3) 申請書類の提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

- ① 期 限 令和4年5月10日(火) 16:00まで  
ただし、土、日、祝日を除く(5月7日(土)は9:00~12:00対応可)
- ② 提 出 先 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
- ③ そ の 他 提出者は事前連絡のこと。
- ④ 連 絡 先 0897-31-1775(担当者 法人本部 部門長 片上幸二)

(4) 入札参加資格の結果は、令和4年5月11日(水)に書面及びメールにて通知する。

#### 4 設計図書

(1) 設計図書は、3(4)により、入札参加資格があると認められた者に対して、次のとおり、CD-Rにて貸し出すこととする。

- ① 日 時 令和4年5月12日(木) ~ 5月20日(金) 10:00~16:00(土日除く)
- ② 場 所 新居浜市西の土居町二丁目8番12号  
社会福祉法人三恵会 法人本部(総合福祉施設やすらぎの郷内)
- ③ そ の 他 CD-Rは入札時に返却のこと。

(2) 設計図書の内容に関する質疑は、次のとおり、新企画設計株式会社(以下、「設計監理者」という)が指定する様式の質問書を設計監理者及び3(2)④に示す担当者のメールアドレスへ送信すること。

- ① 期 限 令和4年5月23日(月) 16:00まで
- ② 宛 先 〒791-1112 松山市南高井町1990-8  
新企画設計株式会社 担当 常務 池内 康仁  
E-mail: ikeuchi@shinkikaku.info
- ③ 質疑応答 令和4年5月25日までに入札参加者全員に電子メールにて回答する。

(3) 現場説明会は実施しない。ただし、令和4年5月12(木)日~令和4年5月20日(金)の期間において、担当者と日程を調整し、建設地の見学は可能とする。

#### 5 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和4年5月30日(月) 11:00~
- (2) 入札場所 総合福祉施設やすらぎの郷 1F「ヘルパーステーション」  
新居浜市西の土居町二丁目8番12号
- (3) そ の 他 参加者は名刺を用意のこと。

## 6 入札方法

- (1) この工事は、新居浜市低入札価格調査実施要領（令和3年4月1日施行。以下「低入札要領」という。）に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は、令和4年6月2日（木）17:00を期限として、指定する資料（低入札要領第7条3（1）～（14）の持参による提出を求めるので、改札後直ちに準備すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。

なお、調査基準価格及び次の（2）に掲げる失格判断基準の設定のほか、当該調査のための提出資料等、低入札価格調査にかかる内容については、次のアドレスに示す「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について（令和3年4月から）」において確認すること。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/keiyaku/teinyuusatusaiteseigenseido.html>

- (2) この工事は低入札要領における失格判断基準を適用する。そのため上記（1）にかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。
- (3) 入札書の様式は【第3号様式】のとおりとする。
- (4) 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の様式は、【第4号様式】のとおりとする。
- (5) 郵便による入札は認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札に当たっては、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札回数は2回を限度とする。  
2回入札を行っても予定価格に達しない場合は見積【第5号様式】に移行する。
- (8) 落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上であるときは、くじ引きとする。
- (9) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (10) 入札時には、入札参加資格審査通知書を必ず持参すること。  
また、代理人の場合は、委任状【様式第6号】を合わせて持参すること。
- (11) 入札参加者は1者の場合でも有効とする。

## 7 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、発注者があらかじめ決定した工事予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札業者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札を保留し、後日落札者を決定する。
- (2) 調査基準価格を下回った場合は、最低価格入札者から調査を行った結果、契約の内容に適合しているものと判断された場合、これ以降の調査は行わない。

## 8 入札保証金及び契約保証金 無

9 契約の締結について

- (1) 社会福祉法人三恵会の規則により、理事会の承認を経た後に契約を締結する。
- (2) 契約書の作成 要（民間連合協定工事請負契約約款により落札者が作成）

10 支払い条件 落札者と協議する。

- (1) 前払は、請負代金の 100 分の 5 に相当する額以内の額とする。金額及び前払時期は発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 部分払は出来高に応じて 2 回を限度として請求できることとする。また、請負代金額の残額については、新居浜市による工事完成検査が完了し、建物の引き渡しを受けた日の翌月 20 日に支払う。ただし、このうち交付金相当分については、交付金受領後に支払う。なお、詳細は落札業者とその都度協議する。